

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、教育委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大ならびに環境・総合事務所の廃止に伴い、平成 24 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧 (H23. 4. 1)	新 (H24. 4. 1)
第1条 省略	第1条 省略
(職員の数)	(職員の数)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,137</u> 人	(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,092</u> 人
(2) 議会の事務部局の職員 28人	(2) 議会の事務部局の職員 28人
(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人	(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人
(4) 監査委員の事務部局の職員 15人	(4) 監査委員の事務部局の職員 15人
(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>199</u> 人	(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>198</u> 人
(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人	(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人
(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人	(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人
(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人	(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人
(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人	(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人
(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人	(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人
(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>971</u> 人	(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,009</u> 人
(10) 教育機関の職員 校長および教員 <u>3,283</u> 人 校長および教員以外の職員 <u>688</u> 人 計 <u>3,971</u> 人	(10) 教育機関の職員 校長および教員 <u>3,345</u> 人 校長および教員以外の職員 <u>682</u> 人 計 <u>4,027</u> 人
ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,233</u> 人 校長および教員以外の職員 <u>453</u> 人 計 <u>2,686</u> 人	ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,244</u> 人 校長および教員以外の職員 <u>451</u> 人 計 <u>2,695</u> 人
イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人	イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人
ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,011</u> 人 校長および教員以外の職員 <u>166</u> 人 計 <u>1,177</u> 人	ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,062</u> 人 校長および教員以外の職員 <u>163</u> 人 計 <u>1,225</u> 人
エ 学校以外の教育機関の職員 <u>66</u> 人	エ 学校以外の教育機関の職員 <u>65</u> 人
(11) 合計 <u>8,425</u> 人	(11) 合計 <u>8,473</u> 人
以下省略	以下省略

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部	局	現 行	改正案	増 減	摘 要
知事の事務部局		3,137	3,092	△ 45	子ども家庭相談センターの体制の強化等による増員ならびに環境・総合事務所の廃止および事務事業の見直し等による減員の差引きでの減員
議会の事務部局		28	28	0	
選挙管理委員会の事務部局		6	6	0	
監査委員の事務部局		15	15	0	
教育委員会の事務部局		199	198	△ 1	全国高等学校総合文化祭開催準備等による増員および事務事業の見直し等による減員の差引きでの減員
労働委員会の事務部局		14	14	0	
収用委員会の事務部局		3	3	0	
漁業調整委員会の事務部局		2	2	0	
人事委員会の事務部局		10	10	0	
地方公営企業の事務部局(企業庁)		69	69	0	
病院事業庁の事務部局		971	1,009	38	成人病センター新々棟の整備および精神医療センター医療観察病棟の開設準備等による増員
教	校長、教員	3,283	3,345	62	
	校長、教員以外の職員	688	682	△ 6	
	計	3,971	4,027	56	
育	ア 高等学校				
	校長、教員	2,233	2,244	11	学級数の増等による増員
	校長、教員以外の職員	453	451	△ 2	事務事業の見直しによる減員
	計	2,686	2,695	9	
機	イ 中学校				
	校長、教員	39	39	0	
	校長、教員以外の職員	3	3	0	
	計	42	42	0	
関	ウ 特別支援学校				
	校長、教員	1,011	1,062	51	学級数の増による増員
	校長、教員以外の職員	166	163	△ 3	事務事業の見直しによる減員
	計	1,177	1,225	48	
	エ 学校以外の教育機関	66	65	△ 1	事務事業の見直しによる減員
合 計		8,425	8,473	48	

※参考 他条例における定数改定増減

警察官以外の警察職員 (滋賀県地方警察職員の定員に関する条例)	△ 1
------------------------------------	-----

削減数  
(教育職、警察官以外の減員)

△ 53 (上記下線部の計)